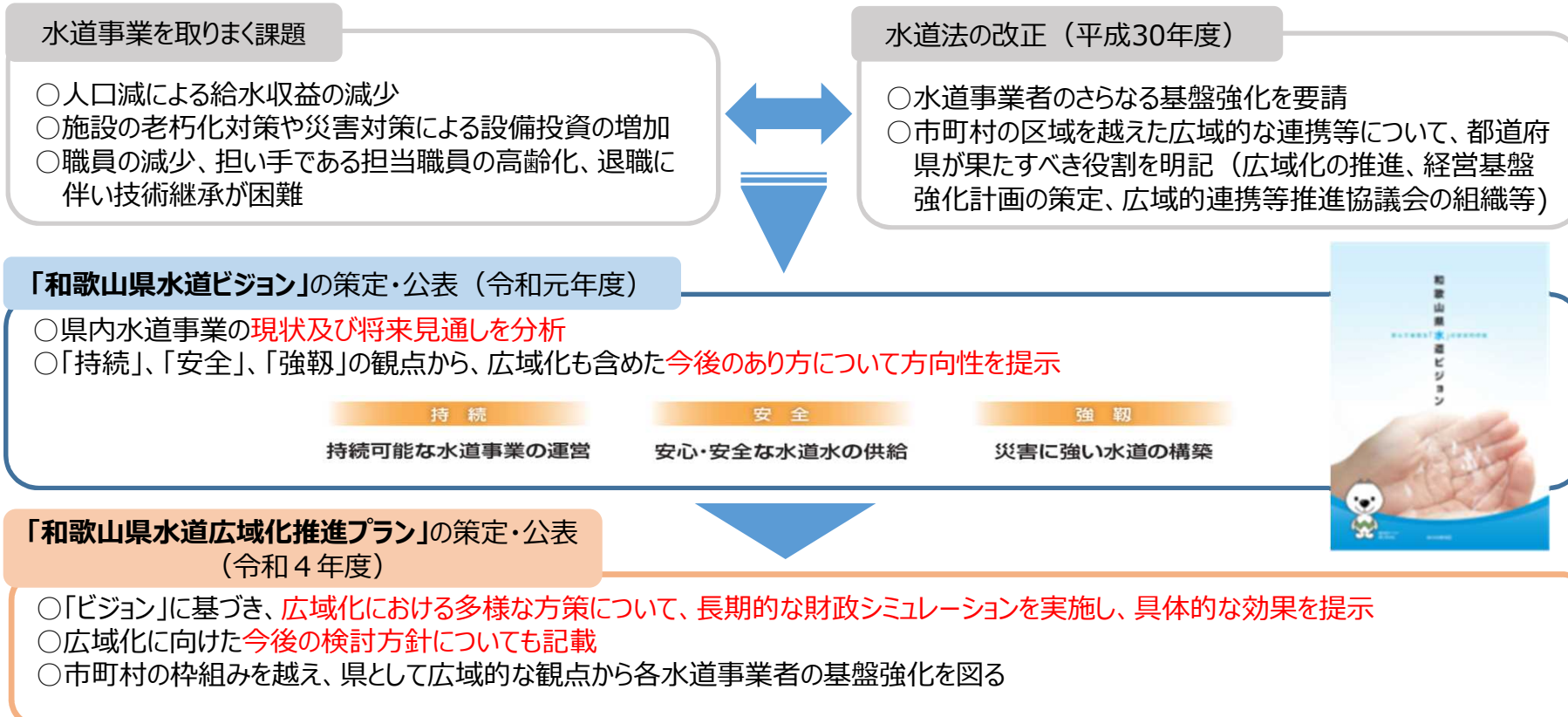


I 広域化推進プランの位置づけ

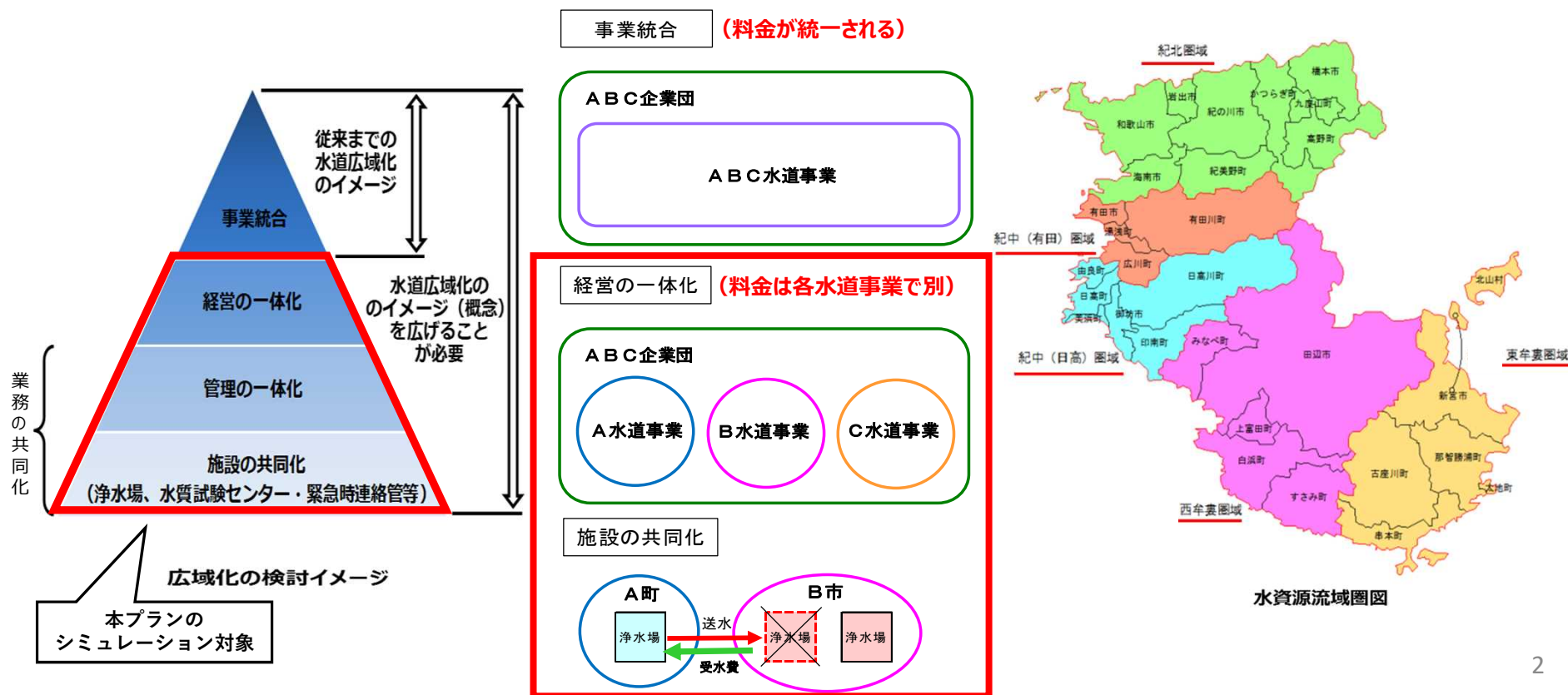
- 水道事業をめぐる状況は、人口減による給水収益の減少、施設の老朽化対策や災害対策による設備投資の増加、職員の減少や高齢化で技術継承が困難になるなどの課題があり、**さらなる経営基盤の強化が必要**
- 平成30年成立の改正水道法により、県に対し、広域化による水道事業者の経営基盤強化への関与が求められ、その**具体的な推進方針等を「水道広域化推進プラン」として取りまとめるよう国から要請（令和4年度まで）**
- 本県は令和元年度に「**和歌山県水道ビジョン**」を策定し、各市町村と広域化について意見交換を行ってきた
- 本プランの策定を契機に、各市町村水道事業の広域化を具体的に推進していく**

和歌山県水道広域化推進プランの位置づけ（イメージ）



II 広域化シミュレーションの基本的な考え方（広域化の種類、圏域の設定）

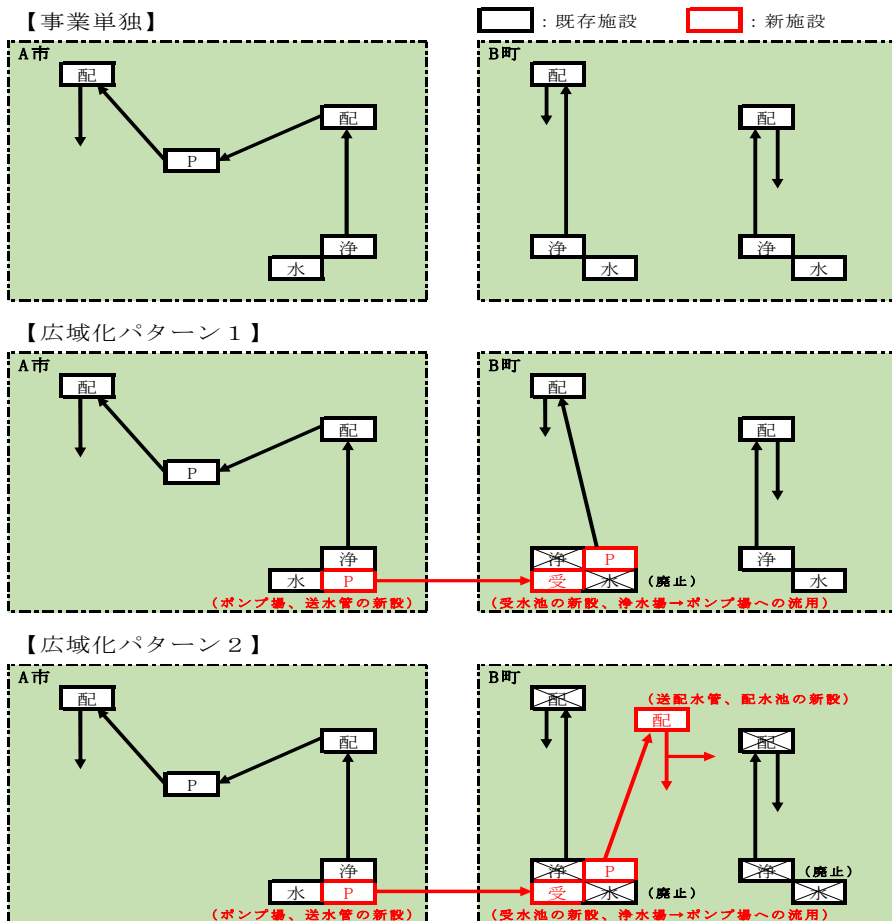
- 広域化の検討にあたっては、施設の共同化だけでなく、複数の水道事業を1事業とする事業統合など様々なパターンが想定されるが、事業統合は「料金統一」により、広域化することで料金が値上げとなる市町村があるため、**実現可能な広域化のあり方を、複数の市町村を構成員とする企業団が複数の水道事業を経営する「経営の一体化」とする**
- 圏域については「水道ビジョン」策定における水資源流域圏（5圏域）を基本とし、各圏域における**施設の共同化、経営の一体化による効果を定量的に示すためにシミュレーションを実施**
- 本プランの趣旨は、県として広域化によるスケールメリットを示すことであり、**各市町村の経営方針（経営戦略など）を制約するものではない**



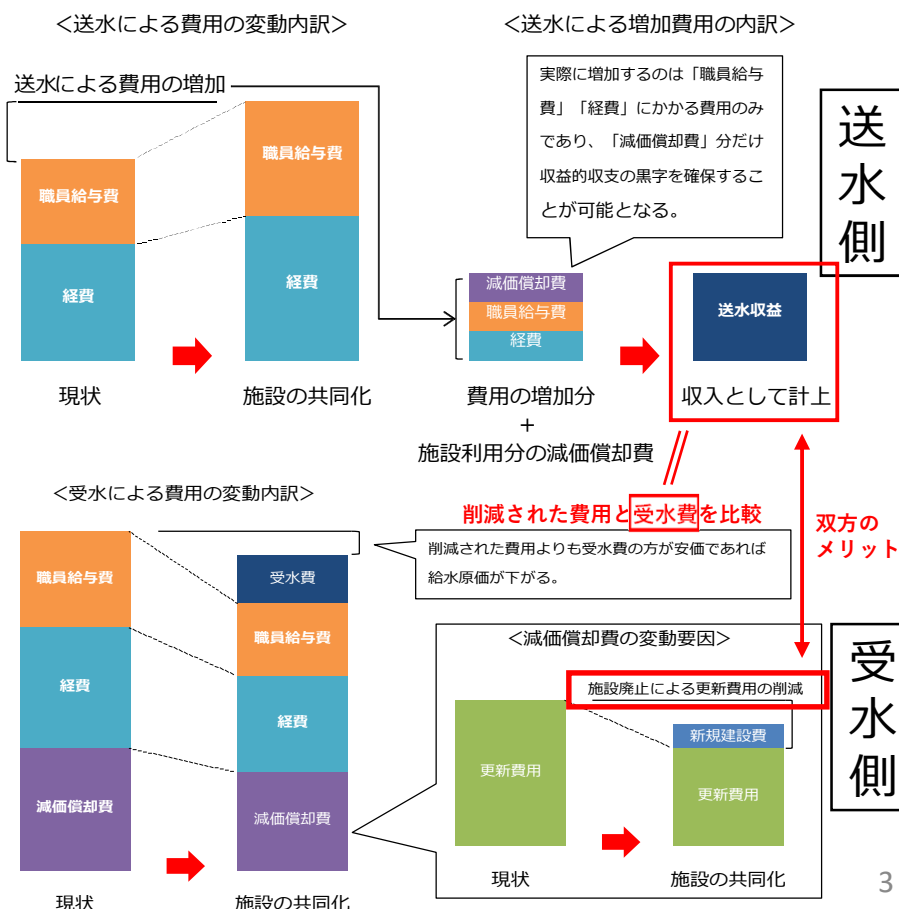
II 広域化シミュレーションの基本的な考え方（施設共同化による効果）

- シミュレーションは、平成30年度時点の給水能力をベースとし、**周辺市町村への供給可能水量を算出**
- 「供給市町村」と「受水市町村」を設定し、受水市町村の**受水することによる負担額（＝送水側の送水収益）**と**受水による施設廃止によるコスト削減の効果額を比較**
- 施設を共同化と合わせて「**中央監視システム**」の**統合**の効果額についても試算

施設共同化のモデル

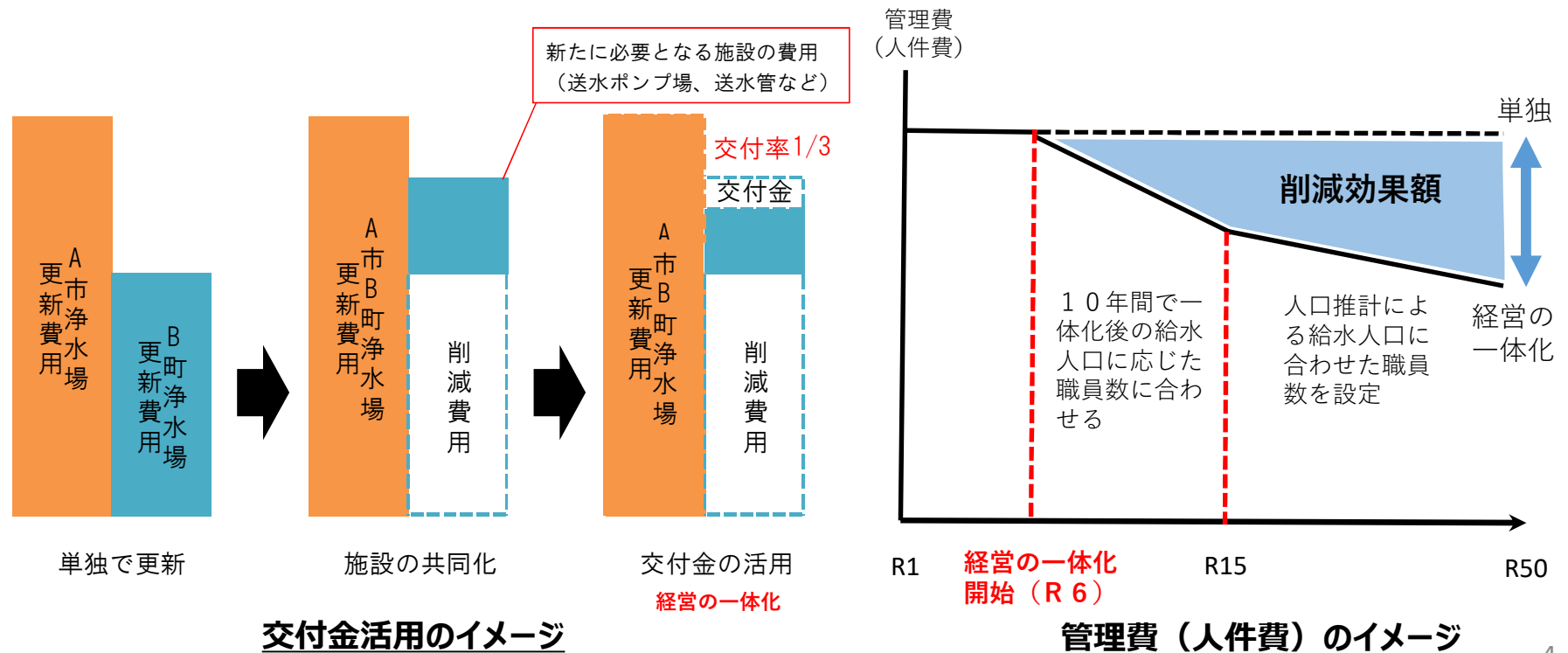


財政メリットの考え方



II 広域化シミュレーションの基本的な考え方（経営の一体化による効果）

- 施設共同化シミュレーションに加えて、各圏域で**経営の一体化を行った場合**の効果額を試算
- 具体的には、**経営の一体化が要件となる国交付金の活用**と、一体化による**管理費の減**を反映
- 国交付金は、**生活基盤施設耐震化等交付金の広域化事業（交付率1/3）**を充当
広域化事業の一部は、令和16年度までの時限事業であるが、その効果額についても50年間で平準化
- 管理費は、人員の再配置に伴う**人件費の削減効果**を試算
→全国の給水規模別の給水人口と職員数から、**職員1人あたりの給水人口**を算出し、**将来の推計人口に伴う給水人口の変動を基礎とした圏域ごとの必要人件費**を試算



Ⅲ 広域化シミュレーションの結果と今後の推進方針

- シミュレーションの結果、業務の共同化、経営の一体化とも**全圏域で広域化の効果がある**結果となった
- 今後の推進方針
各市町村の経営方針、施設整備計画などを考慮した**具体的な取組み内容の協議や、より精緻なシミュレーションを実施し、施設の共同化、管理の一体化から着手。将来的に経営の一体化を目指す**

各圏域におけるシミュレーション結果の比較

圏 域	費用削減効果額（百万円）	
	業務の共同化	経営の一体化
紀北	7,996	23,942
紀中（有田）	1,663	4,828
紀中（日高）	3,207	7,219
西牟婁	1,238	6,902
東牟婁	1,278	7,714
県全体	15,382	50,605

※費用削減効果額は単独との差（50年間の累計額）

今後の推進方針

（業務の共同化）

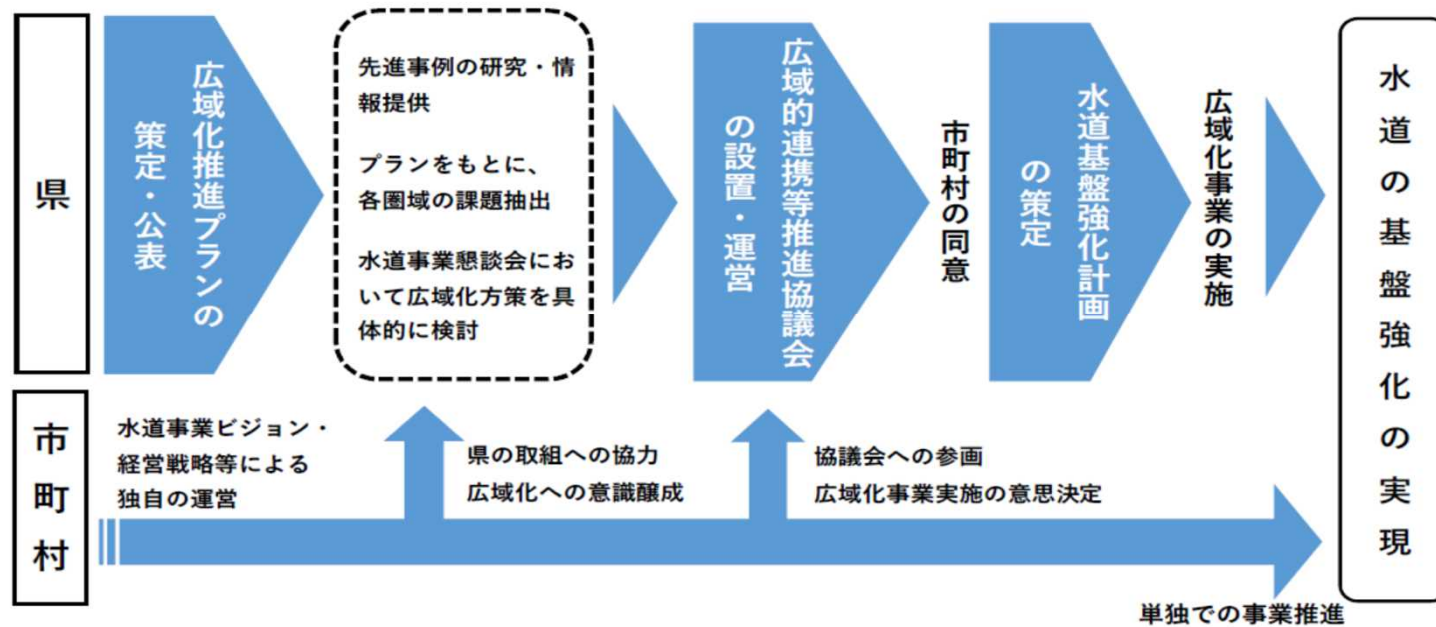
- 施設の共同化
効果が見込まれる施設の選定について、関係する市町村と、**より精緻なシミュレーションを行う**など、合意形成に向けた協議を実施
- 管理の一体化
本プランで抽出した維持管理業務の共同発注および事務の共同化、資材ストックの共同管理等による**効果を、具体的に研究**し、先進事例の情報提供や研修会の開催を通じ市町村の広域化への気運を高める

（経営の一体化）

- 施設の共同化、管理の一体化から着手し、広域連携の範囲を広げていくことで、**将来的に経営の一体化を目指す**必要がある

Ⅲ 今後の取組

- 広域化についての研修や協議の場を県が開催し、**広域化の機運が高まった圏域から、県が事務局となり広域的連携等推進協議会（法定協議会）を設置、運営**
- 法定協議会での議論を通じ、市町村の同意を得た上で**県が「水道基盤強化計画」を策定**
→計画に基づき国の交付金などを活用しつつ、広域化を実現していく



広域的連携等推進協議会（水道法第5条の4）

- 県・市町村・有識者などからなり、広域計画地域における具体的な課題等について整理、将来的な方向性について具体的な議論を行う

水道基盤強化計画（水道法第5条の3）

- 広域化を実施する区域を定め、その区域において実施する連携内容（対象施設や対応業務等）を記載するとともに、実現に向けた具体的な整備内容を記載した計画を、市町村の同意を得た上で県が策定**